

選挙公報発行事務要領

千葉市・区選挙管理委員会

目 次

1	趣旨	1
2	定義	1
3	選挙公報	1
4	選挙公報の掲載申請	2
5	掲載文の作成における留意事項	2
6	発行事務の流れ	4
7	掲載文原稿用紙等の交付	5
8	掲載文原稿用紙等の事前審査	5
9	掲載申請の受理	6
1 0	掲載文修正（撤回）申請書の受理	7
1 1	掲載順序決定のくじ	8
1 2	選挙公報の印刷	8
1 3	選挙公報の配布	9

（平成 2 7 年 1 月 1 9 日改正）

1 趣旨

この要領は、千葉市選挙公報の発行に関する条例（昭和57年条例第40号）及び千葉市選挙管理委員会選挙執行規程（平成4年選挙管理委員会告示第5号）の定めるところにより、千葉市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行事務について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 公職選挙法（昭和25年法律第100号）
- (2) 条例 千葉市選挙公報の発行に関する条例（昭和57年条例第40号）
- (3) 規程 千葉市選挙管理委員会選挙執行規程（平成4年選挙管理委員会告示第5号）

3 選挙公報

- (1) 選挙公報とは、候補者の氏名、経歴、政見等を広く選挙人に周知させるため、選挙管理委員会が候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷し、発行するものである。
- (2) 市委員会においても、条例第2条の規定に基づき、市の議会の議員及び長の選挙において、選挙公報を選挙ごとに1回発行する。
また、議会の議員の選挙においては、選挙区ごとに発行する。
- (3) 選挙公報には、次に掲げる事項について記載することができない。
 - ア 他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載
 - イ 身分、職業、経歴、政党その他の政治活動を行う団体への所属及び推薦の有無等について、虚偽事項の記載
 - ウ 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載

法 167、
172 の 2
条例 2、4

エ 利益誘導にわたる記載

オ 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動にわたる記載

- （４）視覚障害者への情報提供の充実を図るため、選挙公報の内容を点訳した「選挙のお知らせ」及びその音声版を作成することができる。

4 選挙公報の掲載申請

- （１）候補者は、選挙公報の掲載を受けようとするときは、当該選挙の期日の告示のあった日に、次に掲げる書類等を１部ずつ、市委員会へ提出しなければならない。

なお、議会の議員の選挙においては、当該選挙区の区委員会を経由して市委員会へ提出する。

ア 選挙公報掲載申請書（別記第１号様式。以下「申請書」。）

イ 選挙公報掲載文原稿用紙（別記第２号様式。以下「原稿用紙」。）

ウ 写真

- （２）前項の申請は、午前８時３０分から午後５時までの間に行わなければならない。

条例 3

規程 108

5 掲載文の作成における留意事項

- （１）基本的な留意事項

ア 市委員会が交付した原稿用紙であること。

イ 原稿用紙は、汚れていたり、折りたたまれていないこと。

ウ 活字（写真植字、文書作成ソフトを使用し家庭用プリンターで出力する場合も含む。）、ペン又は毛筆により、黒色で鮮明に記載されていること。

エ 掲載文は、青色の実線の枠内に記載されていること。（方眼目（青色の破線）は記載者の便宜上設けたもので、掲載文の枠とはみなさない。）

オ 掲載文は、高齢者や視覚障害者が見やすいように心がけること。

規程 109①

(2) 氏名欄

規程 109②

ア 候補者の氏名（通称使用の認定を受ける場合はその通称も含む。以下同じ。）は、縦書きで記載すること。

ふりがなは、記載した氏名の左右いずれかの余白（氏名欄の枠内において）に記載することができる。

イ 氏名欄には、氏名の他、所属する党派の名称、生年月日、年齢、職業以外の事項を記載することができない。

なお、所属する党派の名称には、「公認」の文字も含むものとし、所属する党派がない場合は「無所属」と記載することができる。

(3) 記載の方法

規程 110

ア 使用することができる文字等

(ア) 通常使用する文字

漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベット等

(イ) 句点、読点、かぎ、かっこ等の記号、符号、線等

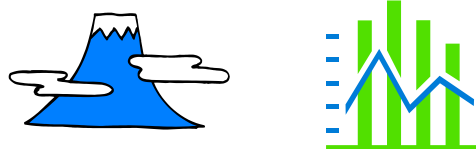
(例) ○ ◎ □ △ ● × ※
! % 〒 + - 々 ˘

() 「 」 『 』 《 》 ～ /



(ウ) 図表及びイラスト（政見等記載欄に記載可。図表等に係る合計面積は、原稿用紙の外枠の面積の概ね二分の一を超えない範囲とする。）

(例)



イ 使用できないもの

写真（写真欄に掲載する候補者の写真を除く。）

ウ 字数の制限 制限なし

(4) 写真

規程 108③

ア 写真は、当該選挙の期日前3か月以内に撮影したカラー写真（光沢のあるもの）とする。

イ 写真は、候補者本人の無帽、正面向き、上半身を撮影したもので、背景は無地とする。

ウ 写真の裏面には、以下の事項を記載する。記載する際は、ペン等の跡が表面に裏写りしないよう留意すること。

(ア) 候補者の氏名又は通称

(イ) 所属する党派の名称（所属する党派がない場合は、無所属と記載する。）

エ 規格は、手札型大（概ね縦13cm、横9cm）程度とする。

選挙公報へは、提出された写真を縮小・トリミング等の画像処理をしたものを掲載する。

オ 写真は、原稿用紙に貼り付けず、薄紙等で保護した上で封筒等に入れて提出するよう努めること。

カ スピード写真・セルフ写真等は、印刷が不鮮明になるおそれがあるため使用しないこと。

キ 写真に汚れ・ピンぼけ・カゲ等があったり、極端に天地の余裕がないもの、その他印刷に際して不具合が生じるおそれがあるものについては、その旨を伝えて了解を得ておくこと。

ク 裏焼き写真は使用しないこと。

6 発行事務の流れ

(1) 掲載文原稿用紙等の交付 (市委員会)

↓

(2) 掲載文原稿用紙等の事前審査 (市・区委員会)

↓

(3) 掲載申請の受理 (市・区委員会)

掲載文修正（撤回）申請書の受理

↓

(4) 掲載順序決定のくじ (市委員会)

↓

(5) 選挙公報の印刷 (市・区委員会)

↓

(6) 選挙公報の配布 (市委員会)

※ 議会の議員の選挙においては、市委員会の指示により、区委員会も事務を行う。

7 掲載文原稿用紙等の交付

(1) 市委員会は、立候補予定者説明会において、以下の書類を交付する。

ア 申請書 1 通

イ 原稿用紙 1 枚

ウ 「選挙公報掲載申請についての注意」(『候補者のしおり』に掲載)

(2) 上記(1)の書類を汚損・紛失等した場合は、求めにより再交付する。

8 掲載文原稿用紙等の事前審査

議会の議員の選挙にあつては区委員会が、長の選挙にあつては市委員会が原稿用紙等の事前審査を行う。

事前審査は法定外の制度であるが、選挙公報を早期かつ正確に各世帯に配布するため、事前に原稿用紙等を提出することについて、立候補予定者に趣旨を説明し、理解・協力を求めること。

《事前審査の流れ》

(1) 原稿用紙等の受領

市・区委員会は、あらかじめ立候補予定者から以下の書類等の提出を受ける。

ア 申請書 1 通

イ 原稿用紙 1 枚

ウ 写真 1 枚

受領の際は、「選挙公報事前審査受付簿」(別記第3号様式)に必要事項を記載すること。



(2) 記載事項等の審査

市・区委員会は、「選挙公報掲載文申請審査票」(別記第4号様式。以下「審査票」)により、記載事項等について審査を行う。

この際、原稿用紙と写真は写しをとって審査する等、原稿を汚損することのないよう、十分留意すること。



(3) 訂正等の指導

市・区委員会は、訂正等の必要があると認めた場合は、立候補予定者へ適宜指導を行う。

訂正する場合は、当該箇所原稿用紙の余白の一部を切り取ったものをのりで貼付し訂正する。また、求めにより原稿用紙を再交付する。

↓

(4) 審査完了

事前審査の完了後、「**選挙公報掲載文原稿等の保管証**」(別記第5号様式。以下「保管証」。)を立候補予定者に交付し、併せて申請書を返却する。

- ※ 原稿用紙及び写真は、汚損・紛失・取り違い等のないよう厳重に保管すること。
- ※ 区委員会で事前審査の完了した原稿用紙及び写真は、速やかに市委員会へ送付すること。
- ※ 事前審査は、遅くとも選挙期日の告示日の前日までに完了すること。

9 掲載申請の受理

(1) 議会の議員の選挙にあつては区委員会が、長の選挙にあつては市委員会が、選挙公報掲載申請の受付を行う。

(2) 申請期間(選挙期日の告示の日の午前8時30分から午後5時まで)以後の申請は、受理することができない。

(3) 議会の議員の選挙において、区委員会は、原稿用紙及び写真を直ちに市委員会へ送付すること。

(4) 候補者から提出された原稿用紙及び写真は、掲載撤回の申請がされた場合を除いて一切返還しない。

(5) 職権訂正

ア 市・区委員会は、規定に違反した掲載文の申請があつた場合、又は文字等が著しく小さい場合、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められる場合は、候補者に対し、記載箇所の訂正を求めることができる。

イ 候補者が前号の求めに応じない場合は、市委員会は職権により訂正することができる。

法 168、
172 の 2
条例 3
規程 108、
111、117

《申請受理の流れ》

(1) 申請書類の提出（候補者）

ア 事前審査が完了している者

「申請書」及び「保管証」を提出させる。

イ 事前審査を受けていない者

「申請書」、「原稿用紙」及び「写真」を提出させ、審査票等に基づいて審査を行う。訂正等の必要が生じた場合は適宜指導を行い、審査が完了した後、申請を受理する。

ウ 申請書類の訂正について、その場で対応できるよう、「候補者の印鑑」を持参するよう、予め指導しておく。

↓

(2) 申請の受理（市・区委員会）

市・区委員会は、申請に不備等がない場合に限り申請を受理する。

この際、「選挙公報掲載申請書受付簿」（別記第6号様式）に必要事項を受付順に記載しておく。

10 掲載文修正（撤回）申請書の受理

(1) 掲載文の修正

申請日に正式に受理された原稿用紙又は写真を候補者が修正しようとする場合は、修正した原稿用紙又は写真を添えて「選挙公報掲載文修正申請書」（別記第7号様式）を市委委員会へ提出する。

(2) 掲載文の撤回

掲載文を撤回しようとする場合は、「選挙公報掲載申請撤回申請書」（別記第8号様式）を市委委員会へ提出する。

(3) 修正又は撤回は、申請期間（選挙期日の告示の日の午前8時30分から午後5時まで）内に行わなければならない。

(4) 議会の議員の選挙においては、当該選挙区の区委員会を経由して、申請書を市委委員会へ提出する。この際、区委員会は直ちに市委委員会へ送付すること。

(5) 事前審査期間中においては、修正又は撤回に係る申請書の提出は不要とする。この際、事前審査受付簿にその旨を記載すること。

規程 112

1 1 掲載順序決定のくじ

- (1) 選挙公報に掲載する掲載文の順序は、申請期間の終了後、市委員会がくじを行い決定する。
- (2) くじの方法は、最初に選挙公報掲載申請を受け付けた順番により『くじを引く順序のくじ』を行い、その順序により『選挙公報の掲載順序を定めるくじ』を行う。
- (3) くじを行う日時及び場所は、市委員会が定め、あらかじめ告示する。
- (4) 選挙公報の掲載申請をした候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができる。
- (5) 市委員会は、「**選挙公報掲載順序のくじ実施録**」(別記第9号様式)を調製し、くじの結果を記載しておく。

条例 4
規程 113

1 2 選挙公報の印刷

- (1) 「**選挙公報の様式**」は別記第10号様式とする。
- (2) 市委員会は、候補者から申請のあった掲載文について、前条で決定された掲載順序に従い、原文のまま、写真製版により黒色で印刷する。
- (3) 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等について指示することはできない。
- (4) 市委員会は、選挙公報に余白が生じたときは、選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載することができる。
- (5) 市委員会は、選挙公報の掲載を申請しない候補者がいたときは、掲載順序の最末尾に、その旨を掲載することができる。
- (6) 市・区委員会は、選挙公報の校正及び印刷に立ち会う。
- (7) 選挙公報の印刷に誤りがあったときは、市委員会は告示をもって訂正する。
- (8) 掲載又は発行の中止
 - ア 候補者が、立候補の届出を却下されたとき、死亡したとき又は候補者たることを辞し若しくは辞したとみなされたときは、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は中止する。
ただし、すでに選挙公報の印刷手続に着手した後においては、掲載を中止しないことがある。

規程 114、
118、120

イ 掲載を中止した場合は、市委員会は他の候補者の掲載文を掲載する位置を変更することができる。

ウ 当該選挙が無投票となった場合、天災その他避けることができない事故又はその他特別の事情がある場合は、選挙公報の発行を中止する。

エ 選挙公報の発行を中止する場合には、市委員会は、直ちにその旨を告示するとともに候補者に通知する。

1 3 選挙公報の配布

(1) 市委員会は、区委員会が当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前2日までに選挙公報を配布する。

条例 5

(2) 市委員会は、前項の配布が困難であると認められる特別の事情があるときは、新聞折り込みその他これに準ずる方法により、前項の配布に代えることができる。

この場合において、市委員会は、市役所、区役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等の措置を講じるよう努める。

また、市政だよりの新聞未購読世帯に登録されている世帯に対しては、ポスティングにより配布することができる。

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

年 月 日執行の 選挙における選挙公報に掲載くださるよ
う掲載文及び写真を添えて申請します。

年 月 日

候補者 住 所

氏 名 ⑩

連絡担当者 連絡場所

氏 名

電話番号 ()

千葉市選挙管理委員会委員長 様

選挙

選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	
連絡場所	電話番号() 番

(政 見 等 記 載 欄)	写 真
	氏 名 欄

受付日時	受付番号	受付者印

- 備考 1 氏名欄には、候補者の氏名（選挙長が認定した通称がある場合はその通称）を記載しなければならない。
- 2 氏名欄には、候補者の氏名（通称）の他に、所属党派名（「公認」の文字を含む。）、生年月日、年齢及び職業を記載することができる。

第2号様式

備 考

1 市議会議員選挙

- (1) 外枠の大きさは、125mm×170mm程度
- (2) 写真欄の大きさは、30mm×42mm程度
- (3) 氏名欄の大きさは、30mm×120mm程度
- (4) 政見等記載欄の大きさは、84mm×162mm程度

2 市長選挙

- (1) 外枠の大きさは、246mm×148mm程度
- (2) 写真欄の大きさは、42mm×48mm程度
- (3) 氏名欄の大きさは、42mm×84mm程度
- (4) 政見等記載欄の大きさは、192mm×132mm程度

3 共通事項

- (1) 原稿用紙の外枠は黒色の実線とする。
- (2) 写真欄の外枠は青色の実線とする。
- (3) 氏名欄及び政見等記載欄の外枠は青色の実線とし、内枠に青色の破線で方眼目を印刷する。
- (4) 余白備考欄にはその他留意事項を掲載することができる。

選挙公報事前審査受付簿

(☒)

[illegible]

選挙公報掲載文申請審査票

事務局長	補 佐	主 査	担当者

選挙名				選挙区	選挙区
受理 番号		候補者 氏 名		連絡先	(Tel — —)
申請受理年月日		年 月 日 午 時 分			
事前審査年月日		年 月 日 午 時 分			
審査完了年月日		年 月 日			

区分	審 査 事 項		審査の結果		左欄「不可」の場合の申請者に対する注意	そ の 措 置
			可	不可		
選挙公報掲載申請書	1	記載すべき事項は、すべて記載されているか。				
	2	候補者の印は、押印されているか。				
	3	選挙公報掲載文原稿（１通）が添付されているか。				
	4	写真が１枚添付されているか。				
写真	1	写真は鮮明か。（いわゆるスピード写真又はカラー写真ではないか。）				
	2	写真は、本人の上半身、無帽、正面向きの像であるか。 また、背景は無地であるか。				
	3	写真は裏焼きになっていないか。また、 <u>議員バッジをつけた写真ではないか。</u> （ただし、現職はOK）				
	4	写真の規格は、サービス判（縦 13 センチメートル、横 9 センチメートル）程度であるか。（枠取りがしてある場合は、枠内の規格） また、顔が極端に大きすぎたり、小さすぎたりしていないか。 また、トリミングを印刷業者が適宜行うので、上半身の写った写真が望ましい。				

区分	審 査 事 項		審査の結果		左欄「不可」の場合の申請者に対する注意	そ の 措 置
			可	不可		
写 真	5	写真の裏に、①選挙区、②所属党派の名称(所属党派がない場合は「無所属」)、③氏名が記載されているか。				
	6	撮影年月日は、おおむね投票日前3か月以内か。(年 月 日以降か)				
掲 載	1	市選管が交付した原稿用紙に記載されているか。				
	2	掲載文は枠内に入っているか。				
	3	掲載文は、黒色の色素により記載されているか。もしくは印字されたものか。				
	4	掲載文原稿は、鮮明であるか。 著しく大きな文字や小さな文字はないか。 色素に著しい濃淡の差があったり、著しく薄かったりしないか。				
文	5	掲載文原稿には、汚損・破損はないか。				
	6	貼り付け部分、訂正部分のうち、はがれやすい部分はないか。				
原 稿	7	原稿用紙の「氏名」の欄には、候補者の氏名(通称使用の認定を受けた場合は、通称)が縦書きで記載されているか。				
	8	<u>通称使用の認定を受けた場合、その通称が氏名欄に記載されているか。</u> <u>(ひらがなによる通称の場合も必ずその通称によること。)</u>				
	9	原稿用紙の氏名欄には、氏名(通称使用の認定を受けた場合は通称)、年齢、生年月日、所属党派(所属党派がない場合は「無所属」)の名称及び職業以外の記載はないか。 また、年齢(選挙期日 年 月 日現在)、所属党派名に誤りはないか。				
	10	掲載文の内容が客観的にみて選挙公報と認められるか。 (例；全体として単なる商業宣伝文の形態であるとき)				

区分	審査事項		審査の結果		左欄「不可」の場合の申請者に対する注意	そ の 措 置
			可	不可		
掲載文原稿	11	掲載文中、次のような記載はないか。 ① 選挙公報の品位を損なう記載 ② 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載 ③ 利害誘導にわたる記載 ④ 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動にわたる記載				
	12	掲載文中には、誤字、脱字、旧漢字、あて字又は活字の欠損はないか。				
	13	掲載文中に写真（写真欄に掲載する候補者の写真を除く。）が使用されていないか。				
	14	掲載文中に使用されている図画、図表、イラストレーションの類に係る合計面積は、原稿用紙の外枠の面積の <u>おおむね二分の一</u> を超えない範囲となっているか。				

- 最終的に申請を不受理としたときは、その経緯を下欄に記載し申請者の認印を徴すること。（ただし、申請者の認印を徴し難いときは署名でよい。）
なお、この場合は、必ず市選管と事前に協議すること。
- 再提出させた場合及び訂正させた場合は、その詳細を下欄に記載すること。
- 申請期限内に写真の再提出があったときは、当該写真の裏面に「再提出」と記載するとともに、再提出のあった旨審査票に記載し、取扱者の印を押すこと。また、市委員会に速やかに電話連絡すること。

選挙公報掲載文原稿等の保管証

年 月 日執行予定の 選挙の選挙公報掲載のため、
年 月 日に事前提出のあった原稿等について、下記のとおり本委員会において保管します。

記

1 選挙公報掲載文 通

2 写 真 枚

年 月 日

千葉市（区）選挙管理委員会
事務局長

選挙立候補予定者

様

（注）この保管証は、立候補届の受理後、直ちに選挙公報掲載申請書に添えて提出してください。

選挙公報掲載申請書受付簿

(区)

受付 番号	受 付 年月日	候 補 者 氏 名	受付 番号	受 付 年月日	候 補 者 氏 名
1			1 1		
2			1 2		
3			1 3		
4			1 4		
5			1 5		
6			1 6		
7			1 7		
8			1 8		
9			1 9		
1 0			2 0		

選挙公報掲載文修正申請書

年 月 日申請しました選挙公報掲載文を別紙のとおり修正したいので修正した掲載文を添えて申請します。

年 月 日

候補者 住 所

氏 名

印

連絡担当者 連絡場所

氏 名

電話番号 ()

千葉市選挙管理委員会委員長 様

(備考) 写真の変更の場合は、「掲載文」を「写真」とする。

選挙公報掲載申請撤回申請書

年 月 日申請した選挙公報掲載文及び写真を撤回したいので申請します。

年 月 日

候補者 住 所

氏 名 印

連絡担当者 連絡場所

氏 名

電話番号 ()

千葉市選挙管理委員会委員長 様

選挙公報掲載順序のくじ実施録

(区)

年 月 日執行の

選挙における選挙公報の掲載順序

のくじを次の要領で実施した。

1 くじの日時 年 月 日 午 時から

2 くじの場所

3 くじの方法 選挙公報掲載申請書の提出の順序によりくじを引く順序の
くじを行った後、選挙公報の掲載順序を定めるくじを行った。
なお、くじは を用いて行ったもので
ある。

4 くじを引いた者

5 くじの結果 別添

この実施録が真正であることを確認する。

年 月 日

千葉市選挙管理委員会

委員長 (署 名)

第9号様式
その2

届出 受理 番号	候 補 者 氏 名	くじを引く 順序のくじ	決 定 の く じ
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

第 1 0 号様式
その 1

平成 年 月 日執行		
千葉市議会議員一般選挙公報（ 区選挙区）		
千葉市選挙管理委員会		
この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。		
1 (1) ① 一	5 (4) ③ 二	9 (7) ⑤ 三
13 (10) ⑦ 四	17 (13) ⑨ 五	21 (16) ⑪ 六
(選挙啓発に関する事項)		

平成 年 月 日執行		
千葉市議会議員一般選挙公報（ 区選挙区）		
千葉市選挙管理委員会		
この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。		
2 (2) ②	6 (5) ④	10 (8) ⑥
14 (11) ⑧	18 (14) ⑩	22 (17) ⑫
(選挙啓発に関する事項)		

第 1 0 号様式
その 1

平成 年 月 日執行		
千葉市議会議員一般選挙公報（ 区選挙区）		
千葉市選挙管理委員会		
この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。		
3 (3)	7 (6)	11 (9)
15 (12)	19 (15)	23 (18)
(選挙啓発に関する事項)		

平成 年 月 日執行		
千葉市議会議員一般選挙公報（ 区選挙区）		
千葉市選挙管理委員会		
この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。		
4	8	12
16	20	24
(選挙啓発に関する事項)		

第10号様式
その1

備 考

- 1 選挙公報は、ブラケット版を基準とする。
- 2 選挙公報掲載申請者が、
6人以下の場合は、一～六欄に
7人以上12人以下の場合は、①～⑫欄に
13人以上18人以下の場合は、(1)～(18)欄に
19人以上24人以下の場合は、1～24の欄に掲載する。

第 1 0 号様式
その 2

平成 年 月 日執行
千 葉 市 長 選 挙 公 報
千葉市選挙管理委員会
1 (1) ① —
5 (4) ③ —

平成 年 月 日執行
千 葉 市 長 選 挙 公 報
千葉市選挙管理委員会
2 (2) ②
6 (5) ④

第 1 0 号様式
その 2

平成 年 月 日執行
千 葉 市 長 選 挙 公 報
千葉市選挙管理委員会
3 (3)
7 (6)

平成 年 月 日執行
千 葉 市 長 選 挙 公 報
千葉市選挙管理委員会
4
8

第10号様式
その2

備 考

- 1 選挙公報は、タブロイド版を基準とする。
- 2 選挙公報掲載申請者が、
 - 2人以下の場合は、一～二欄に
 - 3人以上4人以下の場合は、①～④欄に
 - 5人以上6人以下の場合は、(1)～(6)欄に
 - 7人以上8人以下の場合は、1～8の欄に掲載する。